

**革新的技術開発・緊急展開事業
(うち経営体強化プロジェクト)
追加公募説明会資料**

追加公募の趣旨

第1次公募において採択課題の無かった公募課題のうち、ICTやロボット技術等に関連する課題について公募します。

本事業で実証研究の実施を希望する研究機関等を一般に広く募りましたが、採択課題の無い公募課題がありました。

また、昨年11月に新たに策定された「**農業競争力強化プログラム**」(平成28年11月29日農林水産業・地域の活力創造本部決定)において、「農政新時代に必要な人材力を強化するシステムの整備」の中で、「**ICTやロボット技術等を活用した現場実証型の技術開発**」を推進するとされました。

このため、国が定めた技術戦略に即した開発目標の中で、**第1次公募において採択課題の無かった公募課題のうち、ICTやロボット技術等に関連**する、農林水産省が追加公募要領別紙1において内容と目標を示した課題について公募します。

経営体強化プロジェクトの概要 ①

○ テーマ毎に、農林漁業者、企業（ベンチャー企業等）、大学、研究機関がチームを組んで、価格や耐久性など、国が定める明確な開発目標の下で、現場への実装までを視野に入れた技術開発を支援。

・実際に開発技術のユーザーとなる現場の農林漁業者が技術開発に参画。

・農林漁業者、企業、大学、研究機関がチームを組んで、それぞれの専門分野の知見を生かし役割分担。

・生産者の経営改善・強化に係る明確な開発目標の下、一体となった効率的な技術開発及び現場実装を実施。

農林漁業者のニーズを踏まえた明確な開発目標

(例)

- ・ 労働生産性〇%UPを目標とした△技術開発によりコスト〇%削減
- ・ 収量〇%増加を目標とした□技術開発により売上〇円増加

チーム一体となった目標への邁進

構成員の役割 (例)

民間企業

- ・ 民間の知見を生かしたシーズ提供
- ・ 事業化に向けたコスト面、安全面での検討

新技術の改良に向けた検討

大学、国・県等の試験研究機関

- ・ 理論的側面からの技術の裏づけ
- ・ 現場で普及しやすい技術開発など

農林漁業者(農業法人等)

- ・ 自身のほ場における技術実証を通じた新技術の評価や改善
- ・ 自身の経営への開発技術の導入
- ・ 自身での研究データ取得、分析など



経営体強化プロジェクトの概要 ②

- テーマ毎に、農林漁業者、企業（ベンチャー企業等）、大学、研究機関がチームを組んで、国が定める明確な開発目標の下で、現場への実装までを視野に入れた技術開発を支援。

技術開発への支援

技術開発主体

農林漁業者（法人も可）、民間企業、研究機関（国研、公設試、民間、大学等）、地方公共団体等で構成する研究コンソーシアム

支援内容

農林漁業者のニーズを踏まえ、生産性向上やコスト削減などの具体的な数値目標を明らかにした「明確な開発目標」の下、研究コンソーシアムが策定する「地域戦略・研究計画」に基づき実施する、関係者が一体となった、現場への実装までを視野に入れた技術開発に要する経費を支援。 【委託費、定額】

※ 国及び事業実施主体で審査を行い、支援対象者及び支援額を決定。

支援期間

原則、平成31年度末まで

主な要件

- ① 研究コンソーシアムに、農林漁業者及び地方公共団体（地域戦略の対象範囲に対応する自治体）が参画すること。

注1）農林漁業者のコンソーシアムへの参画が必須になります。協力機関（コンソーシアム外）としての参画では要件を満たしませんので、ご注意ください。

注2）農林漁業団体等の単位で地域戦略を策定し、当該団体等が開発技術の普及を行う場合は、当該団体等が参画すれば、地方公共団体の参画は必須ではありません。

- ② 実際の農林水産業の現場等で実証研究を行うこと。

（例）生産に関する技術開発を行う場合は、農家や法人の経営の中で実証研究を実施

- 対象とする地域、品目（経営類型）
- 今後目指す方向性（※）及びその具体的な指標（根拠を示し定量的に）
※方向性の例：差別化、需要開拓、輸出拡大、生産性向上 等
- 明確な開発目標、技術の社会実装方針
- 戦略実現のために開発が必要な技術体系及びその研究計画
- 開発した技術体系の普及方針
- 消費者や実需者との連携のあり方 等

公募対象 ①

生産性向上や差別化、輸出など、国が定めた技術戦略に沿って、企業、大学、研究機関、農林漁業経営体等が総力を結集して実証研究を行うものです。

- 農林漁業経営体の所得等に係る目標及び地域の競争力強化の方針（地域戦略）
 - 地域戦略の実現に必要な技術体系の開発計画（研究計画）
- を一体的に策定した「**地域戦略・研究計画**」の公募を行います。

農林水産業の現場ニーズに沿った実証研究とするため、また、農林漁業経営体の技術力を強化するため、研究の目標を明確にするとともに、農林漁業経営体の参画を得た上で、農林水産業の現場（例えば、生産に関する技術開発を行う場合は、農林漁業経営体等の経営の中、加工・流通に関する技術開発を行う場合は実際の加工・流通現場）で実証研究を行うこととします。

また、実証研究の実施場所（研究・実証地区）は、基本的には参画する農林漁業者のほ場等で実施していただくこととなりますが、確立する技術体系が地域戦略の対象地域に速やかに普及できるよう、適切に設定してください。

※ 同一の地域戦略で複数の研究計画を応募するなど、一体的に策定したとみなされないものは認められません。

公募対象 ②

(1) 研究開発目標

【公募要領1～2頁、別紙1（公募要領31頁）、別紙3（公募要領39頁）を参照】

本研究の実施により、実証研究の対象地域において、農林漁業経営体などがこれまでの導入前の技術体系と比較して、生産費の低減、所得の増加、輸出額の増加等が可能となるような目標を設定していただきます。目標については、その算定根拠・方法を併せて明示してください。所得に関する目標について、生産段階のみならず、具体的根拠が示せるのであれば、加工・流通段階等における付加価値の付与についても併せて考慮することも可能です。

(2) 研究実施期間

【公募要領1～2頁、別紙3（公募要領39頁）を参照】

原則として契約締結時から平成32年3月末までです。

なお、当初の計画目標に照らして著しく進捗の悪い試験研究計画、十分な成果達成が見込めない試験研究計画、試験研究計画全体の成果達成への寄与が不明確な試験研究計画等については、委託試験研究の実施期間の途中であっても試験研究計画全体又は試験研究計画の一部を中断していただく場合があります。

(3) 委託研究費限度額

【公募要領1～2頁、別紙1（公募要領31頁）、別紙3（公募要領39頁）を参照】

別紙1「「経営体強化プロジェクト」において公募する研究課題の内容と目標」のとおりです。

ただし、審査の結果、提案いただいた計画の一部も含め、研究経費の計上額を変更していただくことがあります。

また、特段の理由がある場合には、理由及び用途を明記した上で限度額を超える提案も受理しますが、真に必要性があるかについて、厳しく査定させていただきます。

(1) 応募要件

【公募要領2～3頁を参照】

- ① 「総合的なTPP関連政策大綱」に基づく攻めの農林水産業への転換に必要な実証研究であること。
- ② 別紙1「経営体強化プロジェクト」において追加公募する研究課題の内容と目標」において提示されている技術課題の実証研究(公募研究課題)であること(提示されていない技術については、研究計画の一部として提案したのも委託研究の対象とはなりません。また、課題ごとの留意事項を遵守してください。
- ③ 研究機関、地方公共団体、農林漁業経営体、民間企業等により研究グループを構成すること。
- ④ 研究期間終了後、実証研究によって確立された新たな技術体系の効果の検証や改良、システムのメンテナンスや基本データの更新等をどのように行うのかなど、研究期間終了後においても研究成果の活用が十分になされるような継続的な研究実施体制を整備すること。
- ⑤ 「攻めの農林水産業の実現に向けた革新的技術緊急展開事業」、「農林水産業の革新的技術緊急展開事業」、「平成26年度農林水産業におけるロボット技術導入実証事業(大規模導入実証)」、「革新的技術開発・緊急展開事業(うち地域戦略プロジェクト)」等、実証研究・実証事業等(他省庁の事業等を含む。)で実施した実証研究等の成果を活用して応募する場合にあっては、当該事業で実施した実証研究等の研究内容、研究成果に係る評価・分析及び本事業で新たに取り組む意義・必要性を整理すること。

(2) 研究グループの要件 ①

【公募要領2～4頁を参照】

- ① 研究グループには、原則として、地方公共団体(行政又は普及組織のいずれか、もしくは両方)が参画(協力機関としての参画を含む。)すること。
ただし、農林漁業者団体等を単位とする地域戦略を策定する場合であって、当該農林漁業者団体等が技術体系の普及に取り組む場合は、地方公共団体の代わりに農林漁業者団体等の参画(協力機関としての参画を含む。)で可とします。
- ② 社会実装を図る技術の内容(機械・プログラムの開発等)に応じて、市販化を担当する民間企業が参画(協力機関を含む。)すること。
- ③ 研究グループには、農林漁業経営体が必ず参画すること(研究コンソーシアムの構成員となる必要が)必要です。協力機関としての農林漁業経営体の参画のみでは認められません。
※ 参画する農林漁業経営体については、提案書の様式1-3【研究グループの構成】の①「研究グループの構成員」及び③「研究計画の実施体制図(研究グループの関係図)」等において、名称の後に「(農)」、「(林)」、「(漁)」のいずれかを記載していただき、様式2-1【研究計画の内容】の2.(2)「農林漁業経営体の概要」の欄に、農林漁業経営体であることが確認できるように概要を記載してください。記載が無い場合や農林漁業経営体であることが確認できない場合は、不採択になる可能性があります。
また、参画している農林漁業経営体に開発目標の妥当性等の観点から提案書を確認していただき、同意を得てください。

農林漁業経営体の定義

【公募要領 別紙2（38頁）を参照】

当プロジェクトにおける農林漁業経営体の定義は、以下のいずれかもしくは複数に該当する者とします（なお、技術課題によっては、技術の普及・社会実装の対象を明確化するため、実証研究の場となる農林漁業の規模等の条件を課しているものがありますので、御留意ください。）。

- 農林漁業を営む法人
- 認定農業者
- 集落営農組織や生産者組織等、専ら生産活動のために、農林漁業を営む者が構成員となっている任意団体（必要な規約を準備する必要があります。）
- コントラクター等農林漁作業を受託して実施することを主な営利業務としている法人

※ 研究コンソーシアムの構成員となる農林漁業経営体は基本的にe-Radへの登録が必要ですが、構成員となる農林漁業経営体全員の登録ではなく、代表となる1者の登録でも可とします（任意団体の中の代表となる1者の場合でも可とします。）。

(2) 研究グループの要件 ②

【公募要領2～4頁を参照】

④ 委託事業は直接採択方式であり、実証研究の一部又は全部を受託者が他の研究機関等に再委託することはできません。

このため、研究グループが実証研究を受託しようとする場合には、次の要件を満たすと同時に、研究グループに参画する研究機関等それぞれの分担関係を明確にした上で、応募は研究代表機関から行っていただく必要があります。

ア 研究グループを組織して共同研究を行うことについて、研究グループに参画する全ての研究機関等が同意していること。

イ 研究グループと生研支援センターが契約を締結するまでの間に、研究グループとして、次のいずれかの方式によりコンソーシアムを設立することが確実であること。

- ・ 実施予定の試験研究計画に関する規約を策定すること（規約方式）
- ・ 研究グループ参加機関が相互に実施予定の試験研究計画に関する協定書を交わすこと（協定書方式）
- ・ 共同研究契約を締結すること（共同研究方式）

(3) 研究代表機関の資格要件

【公募要領4～5頁を参照】

研究代表機関は、次の要件を満たす必要があります。

- ① 民間企業、技術研究組合、公益又は一般法人、国立研究開発法人、大学、地方公共団体、NPO法人、協同組合等の法人格を有する研究機関等(※)であること。

※ 法人格を有する者であって、以下の2つの条件を満たす機関を指します。

ア 研究開発を行うための研究体制、研究員等を有すること。

イ 知的財産等に係る事務管理等を行う能力・体制を有すること。

- ② 平成28・29・30年度農林水産省競争参加資格(全省庁統一資格)の「役務の提供等(調査・研究)」の区分の有資格者であること。なお、地方公共団体においては資格審査申請の必要はありません。

※ 提案書提出時に競争参加資格のない者は、契約までに競争参加資格を取得してください。

- ③ 委託契約の締結に当たって、生研支援センターから提示する委託契約書に合意できること。

- ④ 原則として、日本国内の研究開発拠点において研究を実施すること。

- ⑤ 応募者が受託しようとする実証研究等について、研究の企画・立案及び進行管理を行う能力・体制を有するとともに、研究代表者及び経理責任者を設置していること。

(4) 各種施策との連携 ①

【公募要領5～8頁を参照】

① 「知」の集積と活用の中産学官連携協議会との連携

農林水産・食品分野と異分野の新たな連携により、我が国農林水産・食品産業のオープンイノベーションを推進するため、農林水産技術会議事務局では、新たな産学連携研究を促進する仕組み（「知」の集積と活用の中産学官連携協議会）づくりを進め、平成28年4月に「知」の集積と活用の中産学官連携協議会を立ち上げています。本プロジェクトの実施に当たっては、この産学官連携協議会と連携しつつ、農林水産・食品産業の成長産業化のため、商品化・事業化に繋がる研究開発を進めていくことが重要と考えています。

産学官連携協議会の下、研究領域ごとに研究開発プラットフォームを形成することとしています。本プロジェクトで採択された提案で研究領域に合致するものについては、該当する研究開発プラットフォームへ積極的に参加いただき、研究代表者と研究開発プラットフォームのプロデューサー人材との意見交換等を通じてコンソーシアムの更なる研究開発の加速化を図っていただくことについて御協力をお願いすることとしていますので、あらかじめ御承知おきください。

なお、「知」の集積と活用の中産学官連携協議会（以下「協議会」という。）への届出が公募開始（平成29年3月29日）までに受理された研究開発プラットフォームに所属する研究コンソーシアムからの提案であって、提案内容が当該研究開発プラットフォームの目的と合致しており、当該研究開発プラットフォームのプロデューサーが協議会と連携して研究開発を行うことに同意している場合には、審査において優先（審査において加点）します。

ただし、研究ネットワークとの連携（14頁参照）において、研究ネットワークからの応募として加点された提案については、研究開発プラットフォームからの応募としての加点はいたしません。

(4) 各種施策との連携 ②

【公募要領5～8頁を参照】

② AI・IoT・ロボット技術・ICT等の活用

AI・IoT・ロボット技術・ICT等に関する提案を行う場合は、平成28年1月29日に開催された第4回「スマート農業の実現に向けた研究会」において取りまとめられた「ロボット技術・ICTの今後重点的に取り組む課題について(案)」及び平成28年11月9日に開催された第5回「スマート農業の実現に向けた研究会」において取りまとめられた「人工知能やIoTによるスマート農業の加速化(案)について」を参考にしてください。

また、内閣官房情報通信技術総合戦略室では、関係府省と連携して、農業情報化に関する個別ガイドライン及び農業ITサービス標準利用規約ガイドを策定・公表しておりますので御活用ください。

③ 農林水産物・食品の輸出力強化

農林水産物・食品の輸出に関する提案を行う場合は、「農林水産物・食品の国別・品目別輸出戦略」(平成25年8月29日)、「農林水産物・食品の輸出に係る物流検討会のまとめ」(平成26年3月19日)及び「農林水産物の輸出力強化戦略」(平成28年5月19日)に沿ったものとなるよう配慮してください。

(4) 各種施策との連携 ③

【公募要領5～8頁を参照】

④ 農業研究者リストへの登録

技術的問題の解決に向けて最新の技術や研究成果を活用したいという農業生産現場からの要望に応えるため、農林水産技術会議事務局では、大学・公設試験研究機関・国立研究開発法人の農業研究者の情報(研究機関名、氏名、研究対象の作物・畜種、連絡先、研究成果に関するインターネット掲載情報等)を整理したリストをまとめ、平成28年8月からホームページに掲載しています。(URL:

<http://www.s.affrc.go.jp/mieruka/index.htm>)

経営体の所得を向上させる技術を生み出し、確実に農林水産業等の現場に実装するという本プロジェクトの趣旨に鑑み、本プロジェクトへ応募される研究グループ参画者のうち大学・公設試験研究機関・国立研究開発法人の農業研究者の方は、上記URLのページから当該リストに積極的に御登録ください。

本プロジェクトに採択された場合は、研究グループ参画者のうち大学・都道府県・国の農業研究者の方に上記リストに必ず御登録いただくこととしておりますので、あらかじめ御承知おきください。

(4) 各種施策との連携 ④

【公募要領5～8頁を参照】

⑤ 「研究ネットワーク」との連携

情報や研究に係る資源を集積することで、相乗的かつ迅速な技術開発とその成果の社会実装を促進する戦略的な技術開発体制の構築を図るため、農林水産技術会議事務局では、「研究ネットワーク形成事業」等により、拠点となる機関を中心に、ある共通の研究テーマについて、恒常的に情報共有、人材交流、共同研究等を行う、企業、大学、研究機関、農林漁業経営体等から成る研究ネットワークの形成を推進しています。経営体強化プロジェクトで採択候補となった提案の研究グループ構成員については、該当する研究ネットワークへ参加いただくことが採択の条件となる場合があります。

「研究ネットワーク形成事業」で採択されているかどうかにかかわらず、研究ネットワークを形成し、その研究ネットワークから立ち上げられた研究グループが応募する場合は、当該研究ネットワークについて、様式に必要事項を記入してください。本プロジェクトに採択された場合は、記載いただいた研究ネットワークの内容(研究ネットワーク名、対象テーマ、構成員等)について公表させていただきますので、あらかじめ御承知おきください。

なお、研究ネットワークから立ち上げられた研究グループが、研究ネットワークの中核となる拠点機関の了解を得て応募した提案については、審査において研究ネットワークの内容(ネットワークの大きさ・活動内容等)に応じて優先(審査において加点)します。

戦略的技術開発体制の概要

現場ニーズに即した明確な開発目標の下、研究開発の円滑かつ迅速な実施とその成果の実装を推進するため、研究・社会実装拠点となる機関を中核に地域別・分野別にそれぞれの研究ネットワークを形成し、情報・人材の集積と効果的・効率的な運用を図る。

国が目標を明確化 (技術戦略)

現場ニーズの聴取

- 農林漁業者や専門家から聞き取り

課題候補の重点化

- 意見募集

課題候補の開発目標の検討

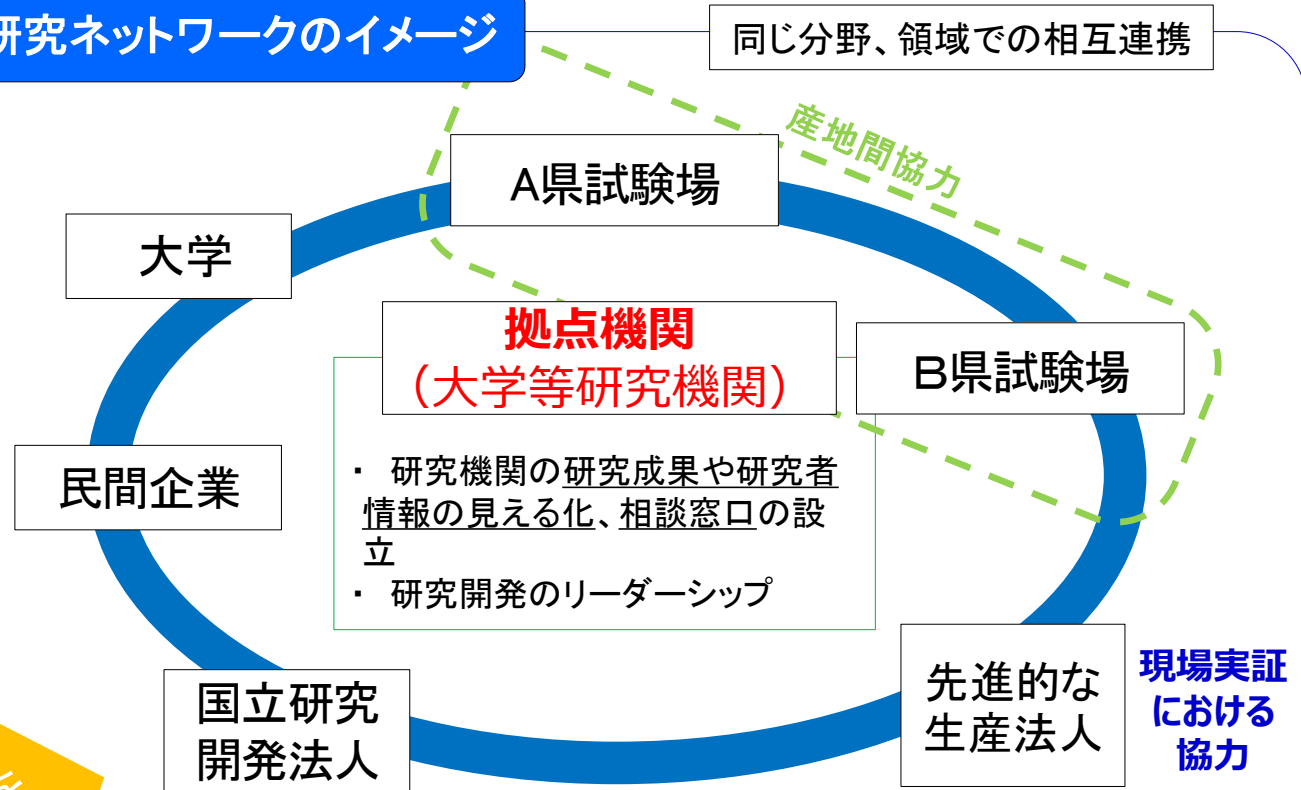
- 農林漁業者や専門家を含む検討会

課題と開発目標の決定

(目標例)

- 労働生産性○%UPを目標とした△技術開発によりコスト○%削減
- 収量○%増加を目標とした□技術開発により売上○円増加

研究ネットワークのイメージ



目標を共有

- 技術開発目標を関係機関同士で共有
- 関係機関の役割分担を明確化することにより、研究リソースの効率的活用を実現

研究ネットワークと研究コンソーシアムとの違い

研究ネットワーク

特徴

ある作目等に係る**全ての技術課題**に対応するための研究機関等の集まり

地域的広がり

単一の都府県だけからなるネットワークは不可。**ブロック程度以上の地域的広がり**が必要

時限性

恒久的

研究コンソーシアム

ある研究事業を実施するための**ある技術課題**に係る共同研究者の集まり

単一の地域でも可

ある研究事業のための集まりなので、その研究事業が終了するまでの**時限的**なもの

研究ネットワーク

「知」の集積と活用場のプラットフォーム

志向する技術開発

農林水産業の現場ニーズに基づく速やかな現場実装を目指した技術開発

工学・医学等の異分野との融合を通じた革新的な技術開発

特徴

- ・現場実証による実益性が高く、即戦略となる技術開発
- ・現場の声を迅速に研究開発に反映

新市場の開拓、農林水産業のイノベーションを実現

技術開発の統括役

研究・社会実装拠点機関が中核となりネットワークを統括、農林漁業者との窓口機能を果たす

特定の機関ではなく、プロデューサー人材が研究開発から事業化までを統括

研究分野の区分

経営体強化プロジェクトの研究分野の区分

【別紙4（公募要領72頁）を参照】

① 野菜・花き

② 果樹

③ 畜産・酪農

※1 別紙1「「経営体強化プロジェクト」において公募する研究課題の内容と目標」における分野のうち、「野菜・果樹等の各品目共通」分野に対する応募の場合は、提案内容に最も適した分野を、上記のうちから1つ選んでください。

※2 提案内容と提案分野が不整合となっている場合等には、調整させていただく場合があります。

応募に当たっての留意点

留意点

【公募要領6頁、Q&Aを参照】

応募に当たっては、以下の留意事項にご注意ください。

- 効果的・効率的な技術開発を推進するため、関連の強い複数の研究グループが共同して技術開発を進めることが適当と認められる場合には、当該複数の研究グループの連携や統合を採択の条件とさせていただきます場合がありますので、あらかじめご承知おきください。
- 基本的には、別紙1に該当する1つの課題について1つの提案をしてください。
1つの提案に複数の課題を含む場合は、複数のうちどの課題に最も重きを置くのかあらかじめ定め、様式の「概要」の「公募研究課題名」及び「地域戦略」の「公募研究課題名」の欄の一番はじめにその課題を記載し、続いて該当する課題全てを記載してください。
なお、様式の欄の一番はじめに記載のある課題に対する提案だとみなし、委託限度額は一番はじめに記載のある課題の限度額とさせていただきます。

経営体強化プロジェクト追加公募のスケジュール（予定）

試験研究計画の提案書の公募（3月30日（木）～4月28日（金））

公募説明会（4月4日（火））

書類審査（5月上旬頃）（外部専門家等により実施）

面接審査（5月中・下旬頃）（外部専門家等により実施）

委託予定先の決定（5月下旬頃）

試験研究計画等の提出（6月上旬頃）

委託契約締結（6月中旬以降）

注) スケジュールは、審査状況等により変更することがあります。生研支援センターのウェブサイトですぐお知らせいたします。

「府省共通研究開発管理システム（e-Rad）」による応募 ①

（１）応募方法

【公募要領9～10頁、別紙5（公募要領41～43頁）を参照】

応募する際には、公募要領に従い、提案書を日本語で作成してください。作成した提案書は、**「府省共通研究開発管理システム（e-Rad）」**で受け付けます。

提案書は郵送や直接の持ち込み、メール等では一切受け付けません。

○e-Radの使用にあたっては、事前に「研究機関の登録」及び「研究者の登録」（個人の場合は「研究者の登録」だけ）が必要となります。登録手続きに2週間程度を要する場合がありますので、余裕をもって手続きを行ってください。

○応募締切期限直前は、応募が殺到し、e-Radシステムがつながりにくくなる可能性がありますので、余裕をもって、応募書類のe-Radへの応募登録を行ってください。

◆情報提供サイト：e-Radポータルサイト (<http://www.e-rad.go.jp/>)

◆e-Radの操作方法に関する問い合わせ先：

e-Radヘルプデスク

TEL:0570-066-877

03-6631-0622

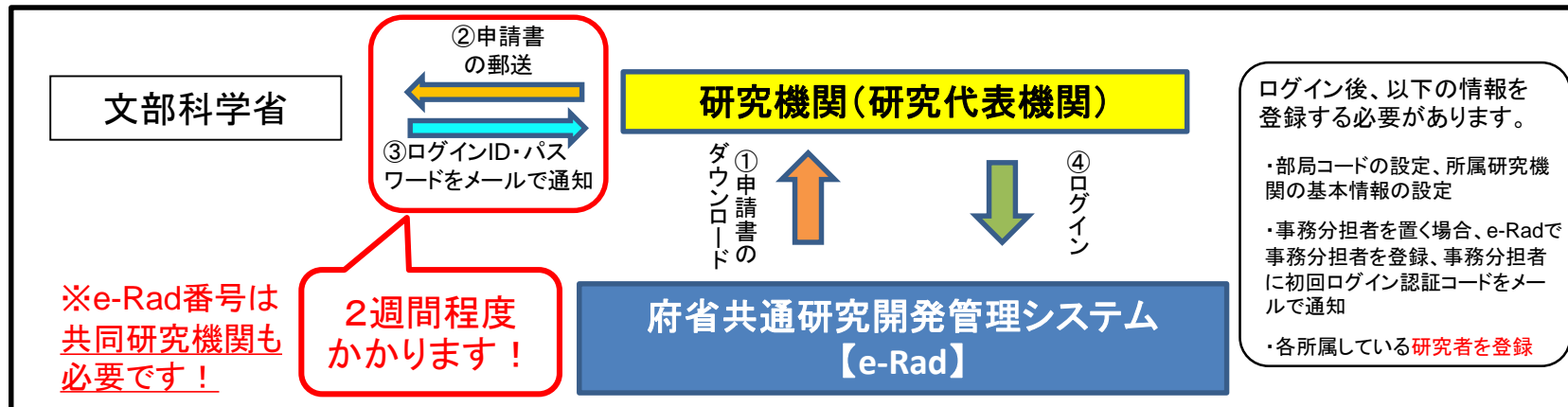
受付時間 9:00～18:00

※土曜日、日曜日、国民の祝日及び年末年始（12月29日～1月3日）を除く

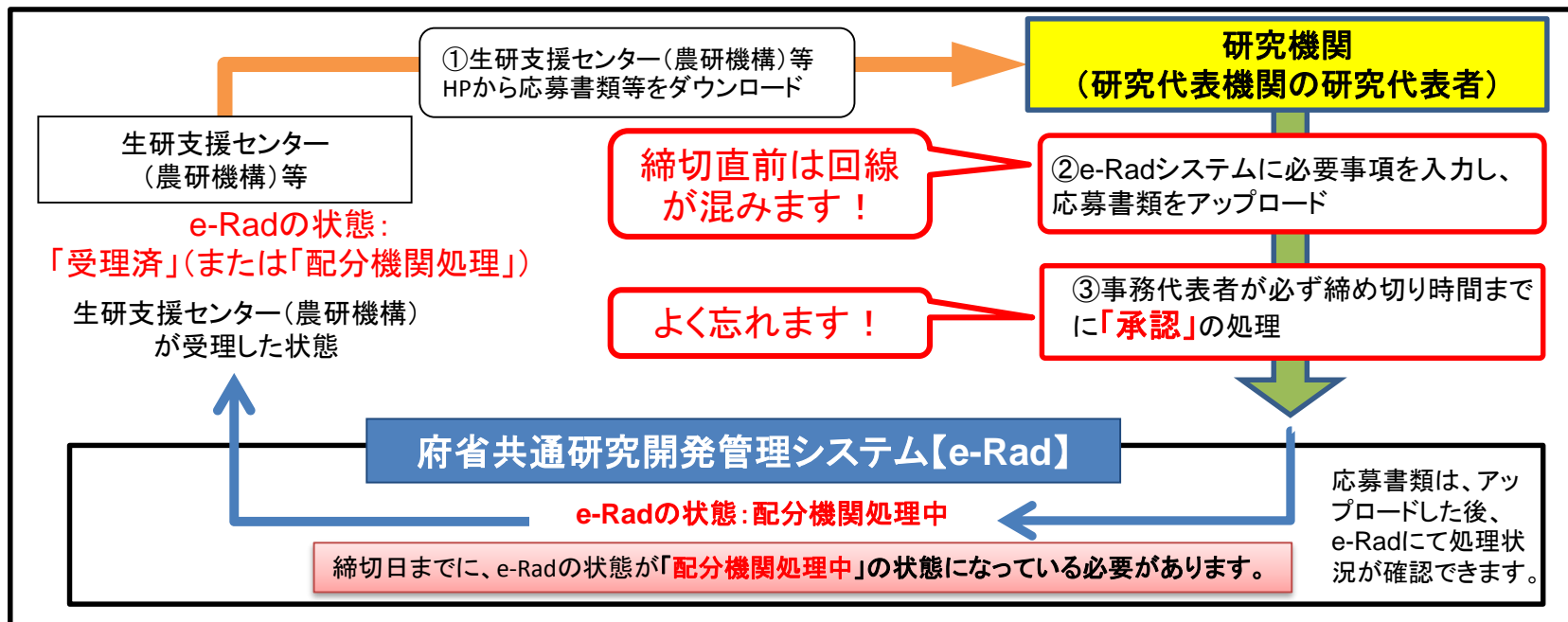
「府省共通研究開発管理システム（e-Rad）」による応募 ②

(2) e-Radによる応募の流れ 【公募要領9～10頁、別紙5（公募要領41～43頁）を参照】

○研究機関の登録申請手続き(応募までの事前準備)



○提案書の応募手続き



委託予定先の決定等 ①

(1) 選定方法

【公募要領11頁を参照】

委託予定先の選定は、外部専門家(大学、企業などの研究者及び生産者等)、農林水産省職員等で組織する評議委員会において、審査基準に基づいて行った後、採択候補となる提案を決定します。審査に当たっては、必要に応じて、応募者に、提案書のほか、別途追加資料等(プレゼン資料など)の提出等を求める場合があります。

採択は、審査基準に基づき採点を行い、基本的に、別紙1の公募課題ごとに最も優良な提案を採択します。

また、採択の条件として提案書の一部の内容とそれに係る参画機関の削除、修正や機器整備費、人件費等の減額を求める場合があります。

(2) 審査の手順

【公募要領11～13頁を参照】

審査は、書類審査及び面接審査の2段階で行う予定です。

① 書類審査

提案書をもとに評議委員会の委員が審査基準に基づいて審査を行い、面接審査の対象とする提案書を選定します。

② 面接審査

①で選定された課題について、評議委員会が研究代表者等に対する面接審査を行い、採択候補となる提案書を選定します。

また、面接審査においては、研究グループに参画する農林漁業経営体及び地方公共団体の代表等の同席を求める場合があります。

(3) 審査基準

【公募要領12～13頁を参照】

- ① 農林漁業経営体の所得向上等について、合理的な根拠の下、明確な数値目標が設定されているか。
- ② 研究開発された成果の普及体制、成果を普及する対象者及び地域、普及手法が十分なものとなっているか。
- ③ 新たな技術体系によって生産される農林水産物・食品の販路が確保されているなど、経営体強化に向けて実需者・消費者との連携が十分図られているか。
- ④ 提案内容が、経営体強化を実現する上で十分かつ適切な内容となっているか。
- ⑤ 提案内容の要素技術が、技術的に優れているか(既存事業での実績がある場合にはそれらとの整理・仕分けが行われているかも含む)。
- ⑥ 研究期間終了時まで提案内容の実現可能性があるか。研究期間終了後においても、研究成果の検証や改良を行うなどの継続的な研究を行える体制を有するか。
- ⑦ 研究開発された成果の普及の可能性はどの程度あるか(導入のし易さ、幅広い地域への波及可能性など)。
- ⑧ 研究計画の実現にとって真に必要な人件費や試験研究費の計上となっているか。

委託予定先の決定等 ③

(3) 審査基準 (続き)

【公募要領12～13頁を参照】

⑨ 加点要素については、以下について、研究計画上適切な内容となっているか。

ア 研究ネットワークから立ち上げられた研究コンソーシアムが研究ネットワークの中核となる拠点機関の了解を得て応募した実証研究か。

イ 「知」の集積と活用場 研究開発プラットフォームに所属する研究コンソーシアムからの提案であって、提案内容が当該研究開発プラットフォームの目的と合致しており、当該研究開発プラットフォームのプロデューサーが協議会と連携して研究開発を行うことに同意している実証研究か。

(4) 書類審査及び面接審査における選定結果

【公募要領13頁を参照】

書類審査及び面接審査における選定結果は、e-Radによる提案時に付与される応募番号(課題ID)を生研支援センターのウェブサイトに掲載する予定です。

面接審査の対象となる応募者には、書類審査終了後に確定した日程を電子メールでお知らせしますが、書類審査の結果発表から面接審査の実施までの期間が短いので、御注意ください。

また、必要に応じて、審査の過程で研究の実施に当たって見直しが必要とされた事項等を、採択に当たっての条件等として付してお知らせします(審査の過程で機器整備に要する経費、人件費等を減額する場合があります。)。採択条件等については、試験研究計画書に反映して提出していただきます。これらの採択条件等が満たされないと判断した時には委託を行いません。

(5) 不合理な重複及び過度の集中の排除

【公募要領22～23頁を参照】

本事業の応募の際には、現在参画しているプロジェクト等(他府省を含む他の委託事業及び競争的資金)の状況(試験研究計画名、実施期間など)を提案書に記載していただきます。

不合理な重複及び過度の集中が認められた場合には、審査対象からの除外、採択の決定の取消し又は経費の削減を行うことがあります。

(6) 指名停止を受けた場合の取扱い

【公募要領27頁を参照】

談合等によって農林水産省から公募期間中に指名停止措置を受けている研究機関等が参画(協力機関としての参画は含まない)した研究グループによる応募について、措置対象地域で研究を実施する内容の応募は受け付けません。

なお、公募期間終了後、採択までの間に指名停止措置を受けた場合は、不採択とします。

また、採択後の研究の実施に当たっては、指名停止措置を受けている企業等からの物品調達等も認められません。

委託契約の締結

(1) 委託契約の締結

【公募要領14頁を参照】

審査により選定された委託予定先の研究代表機関と生研支援センターが直接委託契約を締結します。

また、原則として各年度の委託金額については、試験研究計画に基づく研究成果の評価等の結果を踏まえ、予算の範囲内で年度毎に決定し契約しますが、基本的には平成29年度よりも平成30年度が、平成30年度よりも平成31年度が小さくなるようにしてください。

なお、委託予定先決定から委託契約締結までの間に、委託契約先である研究代表機関について、特段の事情の変化があり契約の締結が困難と判断される場合には、コンソーシアム構成員等のいずれかを研究代表機関に変更する場合があります。

(2) 翌年度の取扱い

【公募要領14頁を参照】

平成30年度以降の試験研究計画は、原則として、今回の公募により決定した委託先が実施するものとし、平成30年度、平成31年度当初に改めて委託契約の締結を行うものとし、ただし、評議委員会における試験研究計画に基づく研究成果の評価結果及び執行委員会における研究の進捗状況の点検により、研究の目標達成が著しく困難である等、研究の中止や縮小等が適当と判断された場合は、翌年度の委託経費の削減、参加研究機関の縮減、委託の打ち切り等を行います。

また、予算節減の観点から、評価結果に関わらず、平成30年度以降の研究費については、節約・合理化を求める場合があります。

委託契約上支払対象となる経費

支払対象となる経費

【公募要領14～17頁を参照】

(1) 直接経費

研究の遂行及び研究成果の取りまとめに直接必要とする経費

① 人件費

② 謝金

③ 旅費

④ 試験研究費

- ・機械・備品費
- ・消耗品費
- ・印刷製本費
- ・借料及び損料
- ・光熱水料・燃料費
- ・会議費
- ・賃金
- ・雑役務費

⑤ その他

(2) 一般管理経費

上記④試験研究費の15%以内を原則としつつ、申請に応じ、最大30%までの一般管理費の加算を認めます(その分の直接経費が減額されます。)。ただし、加算された一般管理費の配分先は、研究者等又は研究者等が所属する研究室等とします。

(3) 消費税等相当額

上記(1)及び(2)の経費のうち非課税取引、不課税及び免税取引に係る経費の8%

※機械・備品費について

重要!

原形のまま比較的長期の反復使用に耐え得るもののうち、取得価格が10万円以上の物品とします。

ただし、購入する場合と比較してレンタルやファイナンスリース、オペレーティングリースで委託研究経費が抑えられる場合は、経済性の観点から最適な方法を選択してください。なお、ファイナンスリースの場合は、リース契約期間を法定耐用年数以上、毎月均等支払とし、委託研究期間を超えるリース期間の支払いについては自費での対応となります。

また、受託者(コンソーシアムを構成する全機関をいう。)が委託契約に基づき「購入した機器類等の物品」の所有権は、委託試験研究の実施期間中、受託者に帰属します。

受託者には、委託試験研究の実施期間中、善良なる管理者の注意をもってこれらの機器類等の物品を管理していただきます。

委託事業終了後の所有権は生研支援センターに帰属することとなりますが、その後の継続利用については、別途、生研支援センターからお知らせします。

研究費の不正使用防止及び研究活動の不正行為防止のための対応

(1) 研究費の不正使用防止のための対応

【公募要領23～25頁を参照】

本事業で実施する研究活動には、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準)」が適用されますので、各研究機関等においては、管理・監査ガイドラインに沿って、研究費の適正な執行・管理体制の整備等を行っていただく必要があります。

また、その実施状況について報告等を求めるとともに、必要に応じ、実地調査を行う場合があります。

(2) 研究活動の不正行為防止のための対応

【公募要領25～27頁を参照】

各研究機関においては、「農林水産省所管の研究資金に係る研究活動の不正行為への対応ガイドライン」に基づいて、研究倫理教育責任者を設置するなど不正行為を未然に防止する体制を整備するとともに、研究機関内の研究活動に関わる者を対象に、契約締結時までに研究倫理教育を実施していただき、契約の際に、『**研究倫理に関する誓約書**』を提出する必要があります(研究倫理教育を実施していない研究機関は本事業に参加することはできません。)

また、研究活動の特定不正行為(発表された研究成果の中に示されたデータや調査結果等の捏造、改ざん及び盗用)に関する告発等を受け付ける窓口の設置や、特定不正行為に関する告発があった場合の調査委員会の設置及び調査の実施等、研究活動における特定不正行為に対し適切に対応していただく必要があります。

運営管理の実施

【公募要領17～18頁を参照】

生研支援センターは、研究代表者と密接な関係を維持しつつ、本事業の目標の達成が図られるよう運営管理を実施します。本事業の運営管理は、以下のように行います。

- ① 生研支援センターは、事業全体の基本方針の決定、重要事項を審議するため運営管理委員会を設置します。運営管理委員会は、研究や行政の有識者で構成しています。また、本事業の円滑な運営を図り、運営に必要な事項を審議するため、生研支援センターが指名したPD(プログラム・ディレクター)を委員長、外部有識者等を構成員とする執行委員会を設置します。
- ② 試験研究計画の進行管理については、農林水産分野及び関連分野の専門的知見等を有する、研究分野ごとに体系PO(プログラム・オフィサー)、試験研究計画ごとに専門POを配置して行います。研究代表者は、専門POと調整を図りながら、研究の進捗状況の整理、試験研究計画案の作成等を行っていただきます。
- ③ 受託者におかれては、研究実施中から、参画する地方公共団体や農林漁業経営体等の意見も踏まえ、必要に応じて試験研究計画の見直し等も含めた対応を行うなど、経営体強化の実現に向けた取組を行ってください。

研究成果の取扱い①

(1) 研究成果報告書等

【公募要領18頁を参照】

研究代表者は、毎年度末及び研究終了時に研究成果報告書を取りまとめ、生研支援センターに提出するとともに、研究終了時から5年間は成果の活用状況を生研支援センターに報告していただきます。

また、研究代表者は、受託研究に係る費用の使用実績を取りまとめた実績報告書を委託期間中、年度毎に生研支援センターが指示する時期までに提出していただきます。

(2) 研究成果の発表

【公募要領18～19頁を参照】

受託者は、公表することとなった成果について、事業方針や知的財産権に注意しつつ、国内外の学会、マスコミ等に広く公表し、成果の公開・普及に努めてください。

なお、本研究課題に係る活動又は成果を公表する場合には、事前にその概要を生研支援センターに報告してください。

(3) 知的財産マネジメント

【公募要領19頁を参照】

「農林水産研究における知的財産に関する方針」(平成28年2月農林水産技術会議決定)に基づくほか、研究の開始段階においては、コンソーシアム内での知的財産の取扱いに関する基本的な方針について、知的財産の基本的な取扱いに関する合意書(以下「知財合意書」という。)を作成・合意していただきます。その際、コンソーシアム内から得られた知的財産は、コンソーシアムの構成員が自由に使用できるようにする等、研究成果を迅速に商品化・事業化につなげていけるよう、柔軟な対応を検討するよう努めていただきます。また、研究期間中においては、知財合意書に基づき、研究の進行管理のために設置する研究推進会議等において、研究成果の権利化、秘匿化、論文発表等による公知化、標準化の決定や実施許諾に関する調整等の知的財産マネジメントに取り組んでいただく必要があります。

(4) 研究成果の帰属

【公募要領19～20頁を参照】

研究成果に係る知的財産権が得られた場合、日本版バイ・ドール制度(産業技術力強化法第19条)等に基づき、受託者が一定事項の遵守を約すること(確認書の提出)を条件に、生研支援センターは受託者から当該知的財産権を譲り受けないこととする予定です。

ただし、生研支援センターに提出された著作物等を成果の普及等に利用し、又は当該目的で第三者に利用させる権利については、生研支援センターに許諾していただきます。

(5) 研究成果の管理

【公募要領21頁を参】

コンソーシアムは、研究1年目に研究成果の知的財産としての取扱い方針について、コンソーシアム内で議論していただき、その結果について報告していただきます。

また、受託者が研究進行管理のために開催する研究推進会議等において、知的財産マネジメントに関して知見を有する者(民間企業における知的財産マネジメントの実務経験者、大学TLO、参画機関の知的財産部局や技術移転部局等)の助言を得ながら、知的財産マネジメントを進めていただきます。

試験研究計画の評価等

(1) 試験研究計画の評価

【公募要領22頁を参照】

生研支援センターは、「基礎的委託研究事業実施規程」及び「革新的技術開発・緊急展開事業(うち経営体強化プロジェクト)委託事業評価実施要領(後日策定)」に基づき、評議委員会において、試験研究計画の評価を実施します。

また、評議委員会による評価のほか、執行委員会においても研究の進捗状況の点検を実施します。評価結果は、試験研究計画の見直し、予算の配分等に反映されます。

受託者は、試験研究計画の評価に必要な資料の作成等の協力をお願いいたします。

(2) 研究終了後のフォローアップ調査

【公募要領22頁を参照】

研究成果の普及・実用化の状況等を把握するため、原則として、研究終了から2年、5年を経過した時に、フォローアップ調査を実施します。ただし、2年経過時の調査で普及・実用化の状況が十分でない場合には、3年経過時等追加の調査を実施する場合があります。受託者には、フォローアップ調査に必要な資料の作成等が必要となりますのでご承知おきください。

(3) 動物実験等に関する対応

【公募要領28頁を参照】

「農林水産省の所管する研究機関等における動物実験等の実施に関する基本指針」(平成18年6月1日付け農林水産技術会議事務局長通知)に定められた動物種を用いて動物実験等を実施する場合は、当該基本指針及び当該基本指針に示されている関係法令等に基づき、適正に動物実験等を実施していただく必要があります。

(4) 法令・指針等に関する対応

【公募要領28～29頁を参照】

公募要領に記載するもののほか、関係法令・指針等に違反し、研究開発を実施した場合には、研究停止や契約解除、採択の取り消し等を行う場合があります。

本事業に関する問い合わせ先

(1) 公募全般に関する問い合わせ

生研支援センターへのお問合せは以下のメールアドレスにお願いします

E-mail : kakushin_keieitai@maff.go.jp

農林水産省農林水産技術会議事務局
研究推進課 小川、山下、渡邊、金子
TEL:03-3502-7437
FAX:03-3593-2209

【平成28年度補正予算「革新的技術開発・緊急展開事業」のHP】

URL:<http://www.s.affrc.go.jp/kakushin/H28kakushin.htm>

国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構
生物系特定産業技術研究支援センター(生研支援センター)
新技術開発部革新技術創造課 菅谷
TEL:048-669-9190
FAX:048-666-9267
E-mail: keiei-kyouka-web@ml.affrc.go.jp

【「革新的技術開発・緊急展開事業(うち経営体強化プロジェクト)」の公募について」のHP】

URL:<http://www.naro.affrc.go.jp/brain/h27kakushin/keiei/koubo01/tsuika.html>

(2) 契約事務に関する問い合わせ

生物系特定産業技術研究支援センター(生研支援センター)
新技術開発部研究管理課 山崎、西村
TEL:048-669-9195 FAX:048-666-9267